



慶應義塾大学ビジネス・スクール

ハネウェル社のミノルタ訴訟事件

ハネウェル事件の概要

5

米国ハネウェル社による日本のカメラ・メーカーであるミノルタに対する特許侵害による訴訟事件は、国際特許紛争の面でも、また賠償金額の高額化という意味でも特徴的な特許に関する事件であった。

それは、米国の制御機器システムのメーカーであるハネウェル社が、カメラ業界では当時世界的にベストセラーであった一眼レフ “α 7000” で利用されていた自動焦点（オートフォーカス：AF）技術に関して、特許侵害で米国ミネアポリスで特許侵害に関する訴訟を申請した事件である。

10

1987年9月に係争事件になった内容は、特許侵害、契約違反訴訟そして損害賠償請求の3つであり、ハネウェル社は、AFに関する特許3件とオートフラッシュに関する特許1件がその内容であった。

15

同係争事件は、1992年2月にニューヨーク連邦地方裁判所の陪審評決が提示した9635万ドル（当時の為替レートで約120億円）の賠償金支払い命令を経て、同年3月に両社は和解した。和解によりミノルタがハネウェル社に支払った金額は1億2750万ドル（当時の為替レート130円／ドルで、換算して165億7500万ドル）であった。ミノルタはこの和解金のほかに弁護士費用として43億5600万円を支払った。和解に合意した理由を、当時「控訴すれば900億円の賠償金となる可能性があった」という専門家もいた。

20

本ケースは弁理士・嶋本久寿弥太氏の講演や弁護士・湯川将氏から個人的な教唆と「日本写真興業通信」のご協力による資料提供などを基礎にして作成された。

本ケースの内容に関する責任は、第一義的に筆者にある。

[作成者：許斐義信]

25

[注] 特許紛争と賠償金額の高額化

米国企業が日本企業を訴訟した事件とし、ミノルタが支払った和解金は、「高額であった」と専門家が述べているが、本係争事件と同時点で米国で争われてきていたポラロイド社対イーストマン・コダック社の特許紛争では、和解金873百万ドル（日本円に換算して約1135億円）であった。

また日本IBMが京セラに対して起こしたパソコンの基本入力システムに関する東京地裁での裁判では、1993年2月に著作権侵害で、187億円で和解が成立している。

このように、賠償金額（和解金を含む）が高額化してきたのには、IBMと京セラの係争事件でも利用された計算根拠、つまり1. 京セラが儲けた利益、2. IBMが失った利益、そして3. 慶謝料の合計金額が、勘案されたことが例示しているように、賠償金額計算の範囲が拡大していることにも依っている。

30

その意味では、ミノルタの和解金が高額となったのには、一眼レフ α 7000が、当時ベストセラー商品であったという、タイミングも大きな影響要因であったとする意見がある。